

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 愛翁会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 山崎 英克
所在地	神奈川県相模原市中央区相模原4-7-14
法人の理念	赤ちゃんからお年寄りまで、多世代の人たちが共生する空間で、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、またその有する能力に応じ自立して日常生活を、地域社会において営むことができるよう支援する。
他の介護保険関連の事業	チャオデイサービスセンター、小規模多機能ホームななかまど
他の介護保険以外の事業	エンゼル保育園

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム ななかまど
ホームの目的	認知症の方が、すみなれた地域の中で、最期まで尊厳を持って自分らしく暮らしていくことを援助する
ホームの運営方針	1. 利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 2. 利用者またはその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 3. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 4. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
ホームの責任者	石井 登美子
開設年月日	平成17年4月1日
保険事業者指定番号	1472602778
所在地	神奈川県相模原市緑区二本松3-8-15
電話・FAX番号	電話 042-775-2880 FAX 042-775-2882
交通の便	JR横浜線「橋本」駅よりバス10分、バス停より徒歩8分
敷地概要(権利関係)	借地借家 所有者:石井 元二・高子
建物概要	鉄骨づくり2階建て2階部分、延床面積:414.04㎡
居室の概要	洋室(8.62~8.89㎡)9室、冷暖房、テレビジャック・電話配線済み
緊急対応方法	災害時を含め、緊急時には1階小規模多機能ホームと連携して対処する。利用者の医療・健康管理に関しては、協力医療機関である相模原東クリニックにお願いし、必要時には入院先の紹介を受けることができる。

防犯防災・避難設備等の概要	スプリンクラー・自動火災報知器、自動火災通報装置・煙探知機設備。
損害賠償責任保険加入先	全国社会福祉協議会「施設の損害補償」

3. 職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
ホーム長	1		1			介護支援専門員・介護福祉士	認知症対応型サービス管理者研修
計画作成担当者	1		1			介護支援専門員・介護福祉士	認知症介護実践者研修 計画作成担当者研修
介護従事者	9	2	1	6	0	介護福祉士・ヘルパー2級	認知症介護実践者研修・
看護師	0				0		

(R7.4.1現在)

4. 勤務体制

昼間の体制	3 人（早番 7:30 ～16:30、日勤 9:00～18:00、遅番 10:30～19:30）
夜間の体制	1 人 宿直・夜勤の別：夜勤

5. ユニット&定員

利用者数	1 ユニット 定員 9 人
------	---------------

6. 協力医療機関

協力医療機関名 (協力医師)	相模原東クリニック ひまわり歯科
-------------------	------------------

7. 苦情相談窓口

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：石井 登美子
内部苦情申立窓口	グループホームななかまど（電話）042-775-2880 （FAX）042-775-2882
外部苦情申立窓口	相模原市福祉基盤課 高齢指定・指導班（電話）042-769-9226
	神奈川県国民健康保険団体連合会（電話）045-329-3447、0570-022110（苦情専用）

8. 料金表

別紙(最終頁)に記載

9,ホーム利用にあたっての留意点

- ・食事について：前日までにお知らせ頂ければお食事をご用意致します。その際、お食事代を頂きます。
 - ・外泊・外出について：前日までにお知らせ下さい。その際には所定の用紙のご記入をお願い致します。
- 尚、入居の方の状態によっては、お断りをする事があります。
- ・ご家族の当ホームへの宿泊について：必要な際はご相談下さい。
 - ・所持品の持ち込みについて：ご利用されるご本人が使用なさっていた物を持ち込んで下さい。
- 愛着のあるお気に入りだった物、思い出の品と一緒にご入居下さい。
- 電化製品の持ち込みも可能ですが、冷蔵庫・火気類の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・入居時にご用意頂く物：カーテン(防災処理がされた物、また居室には雨戸がありませんので明るさが気になる方は遮光の物をお勧めします)、室内履き(滑りやすくない底の物)
 - ・禁煙について：居室では禁煙です。決められた場所で喫煙下さい。
 - ・飲酒について：ホーム内での飲酒は医療上問題なければ可能ですが、ホーム対応とさせていただきます。
- 金銭について：小遣いとしての個人預かり金は、原則2万円を限度+とし、残額が減った場合は補充の連絡をさせていただきます。個人預かり金は、個人の希望による日用品・嗜好品・医療費等で使用し、明細は個別の出納帳に記載します。
- 通院について：通院は原則ご家族にお願いします。やむを得ない場合に限り職員対応とします。
- その他：事業所内での他の利用者の方への宗教活動、及び政治活動はご遠慮下さい。
- 居室での電話をご使用希望の方は、各居室に配線を引いてありますので、電話機をご用意頂き、使用量については別途料金がかかります。
- 施設内の設備・器具等は本来の用法に従ってご使用下さい。これに反した場合やご利用により、破損が生じた時は、弁償して頂く場合もあります。

10, 高齢者虐待防止検討委員会、身体拘束廃止検討委員会の設置

- 当事業所では虐待行為は断じて認めておりません。
- 日々の関わりを振り返り、不適切なケアを防いで参ります。
- 尚、それに付随します安易な身体拘束も認めておりません。
- 以上の点は重大な権利擁護とし、それぞれ委員会を設け、定期的な研修を実施して参ります。

11, 介護サービスのご利用にあたってご留意頂きたい事項

【禁止行為】

- 1)職員に対し、身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- 2)職員に対し、精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
- 3)職員に対しセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

12, 業務継続計画の策定並びに研修、訓練等の取り組み

当事業所では、感染症及び自然災害時に備え、ご利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築し、
平時から準備並びに検討をして参ります。

年 月 日

(事業者) 住所 神奈川県相模原市緑区二本松3-8-15

ホーム名 グループホーム ななかまど

説明者 印

私は、本書面に基ついて重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所
氏名 印

(利用者代理人) 住所
氏名 印

(身元引受人) 住所
氏名 印

付則 この規定は、令和6年4月1日から施行する
この規定は、令和7年1月1日から施行する